

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十七号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の本庁の統括本部の項中

危機管理・報道監	一種
----------	----

を

危機管理・報道監	一種
総合防災統括監	一種

に改め、同表の

知事の本庁の健康福祉本部の項中

粒子線治療推進監	三種
----------	----

を

がん対策総括監	二種
粒子線治療推進監	三種

に改め、同表の

知事の本庁の農林水産商工本部の項中

企業立地総括監

二種

を

国際戦略統括監

一種

に改め、同表の

企業立地総括監

二種

に改め、同表の

知事の現地機関の経営支援本部の項中

首都圏営業本部長（以下この項において「本部長」という。）

二種

を

首都圏営業本部長（以下この項において「本部長」という。）

一種

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。